一般廃棄物処理施設 設置・変更許可申請等の手引き (令和2年1月改訂)



目 次

第1章 に	
	一般廃棄物処理施設とは ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1 - 2	一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2章 -	一般廃棄物処理施設の設置の手続き
	手続きの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2 - 2	一般廃棄物処理施設の設置許可要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2 - 3	他法令等の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2 - 4	生活環境影響調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2 - 5	技術上の基準に対する説明・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第3章 -	-般廃棄物処理施設の設置等に関する許可申請書
3 - 1	申請書類及び添付書類 ・・・・・・・・・・・ 7
3 - 2	留意事項9
3 - 3	申請書の記載の留意点及び記載例 ・・・・・・・・・・10
	(記載例) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
	(記載例) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(記載例) 県書式B、C、D ······19
第4章 -	-般廃棄物処理施設の設置許可申請後の主な手続き
4 - 1	告示・縦覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
4 - 2	使用前検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
	般廃棄物処理施設の使用開始後の主な手続き
	維持管理状況の記録・閲覧制度 ・・・・・・・・・・・・・・22
	処理施設の変更等 ・・・・・・・・・・・・・・23
	最終処分場25
	定期検査25
5 - 5	熱回収施設の認定 ・・・・・・・・・・26
	(記載例) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 ・・・・・・・・・・27
第6章 科	
	葉物処理施設設置許可申請書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
70 40 =0	葉物処理施設変更許可申請書33
【県書記	式A】構造基準対比説明表(ごみ処理施設)36
	構造基準対比説明表(し尿処理施設) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	構造基準対比説明表(最終処分場) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
【県書記	式B】施設の設置等や維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した
	書類49
【県書記	式C】資産に関する調書 ······50
	式D】誓約書 ······51
	(4) (4)
一般廃棄	(4) (4)
	式E】役員等新旧対照表 ······54
	新沙里施設定期検査申請書 ************************************
熱回収 抗	を設設置者認定申請書
烈回収加	を設休廃止等届出書 ・・・・・・・・・58
	報告書 ······59
~~~~~~~~~	きでは、設置許可申請、変更許可申請、使用前検査、軽微等変更届出に関する手続きの概要について記載してい
ます。この7	とめ、具体的な手続き内容や、その他の手続きについては、裏表紙に記載する事務機関にお問い合わせください。

# 第1章 はじめに

# 1-1 一般廃棄物処理施設とは

事業者又は一般廃棄物処理業者が一般廃棄物を処理するために設置する施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の施行令第5条に定める施設をいいます。(表1参照)処理施設を設置するためには、法第8条第1項の規定により、三重県知事の許可が必要です。なお、法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために市町等が施設を設置する場合は、法第9条の3第1項の規定に基づく届出が必要となります。

# 表1 設置許可の対象となる処理施設

	施設の種類	許可が必要な施設(注2)			
1	ごみ処理施設(焼却施設を除く施設) (注1)	処理能力が 5 t/日以上			
1	ごみ処理施設 (焼却施設)       処理能力が200kg/h以」         又は火格子面積が2㎡以」				
2	し尿処理施設(浄化槽を除く)	処理能力に関係なく 許可が必要です			
3	最終処分場 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				

⁽注) 1 例として、堆肥化施設、破砕施設、固形燃料化施設、選別施設などがあります。

² 処理能力とは、処理計画量や処理実績量に基づくものではなく、設置する一般廃棄物処理施設で処理することが想定される一般廃棄物に応じて、当該処理施設で処理することができる最大処理可能量として扱います。

# 1-2 一般廃棄物処理施設の許可等に関する手続とは

一般廃棄物処理施設の設置又は変更等を行う場合は、手続きが必要です。 (表2参照)

また、一般廃棄物処理施設の設置又は変更等の許可申請には、表2に示す申請手数料が必要となりますので、三重県収入証紙を購入し指定欄に貼り付けて、申請書とともに管轄する事務機関に提出してください。

なお、申請手数料は、申請を取り下げた場合や不許可になった場合であっても返還されません。

表 2 申請の種類及び手数料等

種類		手数料	内容	提出	部数	申請等の時期
				正本	副本	
	一般廃棄物処理施設設置許可申請	110,000円 (焼却施設・最終処分場以外) 130,000円 (焼却施設・最終処分場に限る)	設置しようとするとき	1部	注1	設置工事着工前
	一般廃棄物処理施設変更許可申請	100,000円 (焼却施設・最終処分場以外) 120,000円 (焼却施設・最終処分場に限る)	法令で定める事項を変更しよ うとするとき	1部	注1	変更工事着工前
申	一般廃棄物処理施 設使用前検査申請	不要	施設の使用前検査を受けよう とするとき	1部	注2	設置(変更)許可施設 の使用開始前
計	一般廃棄物処理施 設譲受等許可申請	73,000円	譲り受け、又は借り受けよう とするとき	1部	注2	譲り受け又は借り受 けをする前
	一般廃棄物処理施 設合併·分割認可 申請	73,000円	設置者である法人が合併又は 分割により設置者の地位を承 継しようとするとき	1部	注2	合併又は分割をする 前
	一般廃棄物最終処 分場廃止確認申請	不要	最終処分場の埋立終了後、必要な措置が完了し、廃止の確認を受けようとするとき	1部	1部	最終処分場を廃止し ようとするとき
	定期検査の申請	不要	定期検査を受けようとすると き	1部	1部	定期検査を受けよう とする前(使用前検査 又は定期検査から5年 3ヶ月以内)
	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出	不要	①法令で定める軽微な変更を したとき ②廃止・休止したとき ③休止していた処理施設を再 開したとき	1部	注2	変更等のあった日から遅滞なく ※最終処分場を廃止しようとする場合は、本届出ではなく上記廃止確認申請を行ってください。
	最終処分場の埋立 処分終了届出	不要	最終処分場の埋立処分が終了 したとき	1部	1部	埋立処分が終了した 日から30日以内
届出	一般廃棄物処理施 設設置者相続届出	不要	設置者について相続があった とき	1部	注2	相続のあった日から 30日以内
	欠格要件に係る届 出	不要	該当するに至った場合	1部	注2	欠格要件に該当する に至った日から2週 間以内
	産業廃棄物処理施 設設置者に係る設 置届出	不要	法令で定める産業廃棄物処理 施設の設置者が同様な性状の 一般廃棄物を処理しようとす るとき	1部	注2	一般廃棄物を処理し ようとする前
認定	熱回収施設設置者 認定申請	33,000円	熱回収の機能を有する一般廃 棄物処理施設の認定	1部	1部	認定を受けようとす る前

- (注) 1 焼却施設・最終処分場である場合は、事務機関が指示する部数。それ以外の施設である場合は、不要。
  - 2 焼却施設・最終処分場である場合は、1部。それ以外の施設である場合は、不要。

# 第2章 一般廃棄物処理施設の設置の手続き

# 2-1 手続きの概要

- 一般廃棄物処理施設の設置に関する手続フローは図1のとおりです。
- ① 一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、まず、管轄する事務機関と事前相談を行ってください。
- ② 設置許可申請書には、生活環境影響調査結果の添付が必要となりますので、生活環境影響調査結果も含めて、管轄する事務機関と申請内容の協議を行った上で、設置許可申請の手続きを行ってください。
  - なお、設置許可を受けなければ、処理施設の設置工事に着手することはできません。
- ③ 処理施設の設置工事が完了した後に、使用前検査を申請して、許可申請どおりに処理施設が設置 されたかどうかについて、県の使用前検査を受ける必要があります。 なお、使用前検査を受けて適合の検査結果通知を受けた後でなければ、処理施設を使用すること

なお、使用前検査を受けて適合の検査結果通知を受けた後でなければ、処理施設を使用することはできません。

# 2-2 一般廃棄物処理施設の設置許可要件

以下の条件に適合しない場合は、許可できません。

# 施設の設置に係る許可の基準等(法第8条の2)

- ① 施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合していること。
- ② 施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全及び当該施設の利用者の特性に照らして生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設について適正な配慮がなされたものであること。
- ③ 申請者が設置及び維持管理を的確かつ継続して行う知識、技能、経理的基礎を有すること。
- ④ 申請者が欠格要件に該当しないこと。
- ※上記の他に、施設の過度な集中により大気環境基準(ダイオキシン類)の確保が困難となると認められるときは、申請された焼却施設について設置を許可しないことがあります。

# 2-3 他法令等の手続き

一般廃棄物処理施設を設置する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」以外の関係法令等の手続が必要となることがありますので、関係事務機関に相談のうえ必要な手続を行ってください(他法令等の規制によっては、処理施設を設置できない場合があります)。

また、一般廃棄物処理業の許可等を要する場合などは、処理施設を設置しようとする管轄市町で許可等の手続が必要ですので、管轄市町廃棄物担当課と協議調整をしてください。

#### (他法令の手続例示)

都市計画法、建築基準法、農地法、森林法、消防法、環境影響評価法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、三重県生活環境の保全に関する条例、

三重県環境影響評価条例など ※これ以外にも法令等の手続きが必要な場合があります。

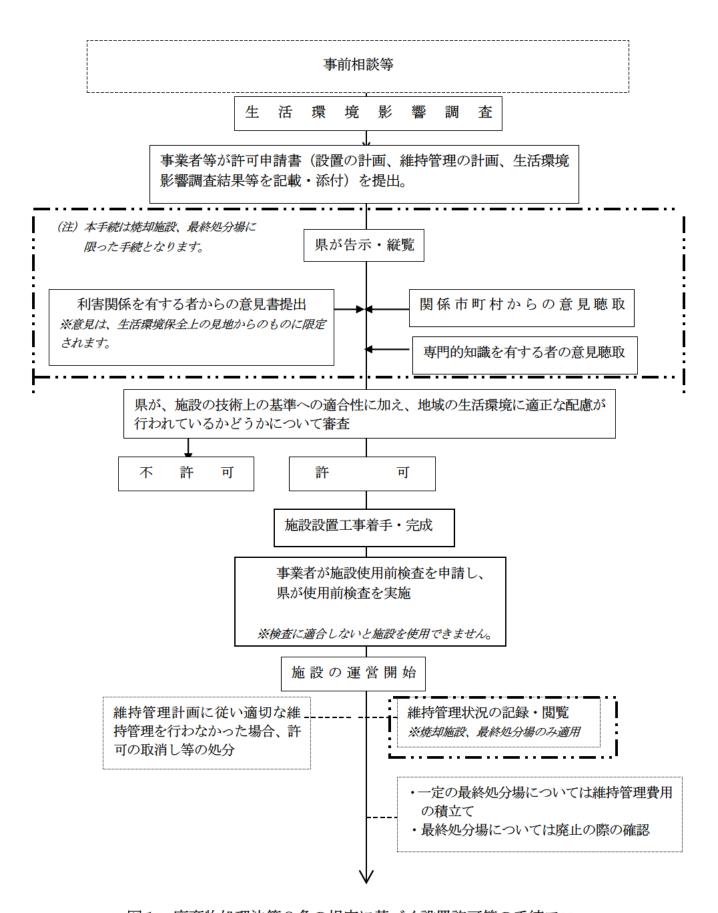


図1 廃棄物処理法第8条の規定に基づく設置許可等の手続フロー

# 2-4 生活環境影響調査

設置しようとする処理施設の種類、規模、周辺環境の自然的及び社会的条件等を勘案して、必要な項目、方法等を選定し、生活環境影響調査を実施してください。

なお、生活環境影響調査に関する選定項目例を次頁に示しますので参照ください。

#### 1 生活環境影響調查項目

生活環境影響調査の対象項目は、設置する処理施設の稼動や廃棄物の搬出入及び保管による生活環境への影響に関するもので、大気環境(大気質、騒音、振動及び悪臭)及び水環境(水質及び地下水)です。

なお、具体的な調査項目については、処理施設により異なります。

# 2 生活環境影響調査手順

生活環境影響調査は、原則として次の手順で行い、策定してください。

(1) 処理施設の設置計画

設置する処理施設の設置計画の概要を定めます。

(2) 調査項目の選定

設置する処理施設の種類及び計画の概要に応じ、対象項目のうち生活環境に影響を及ぼすおそれのある項目を選定します。

なお、調査を行わない項目については、その理由を明確に示す必要があります。

(3) 現況の把握

選定した生活環境影響調査項目について、周辺地域等の状況を文献調査や現地調査により把握します。

(4) 環境影響の予測

調査結果をもとに、処理施設の設置による生活環境への影響を予測します。

(5) 環境影響の分析・評価

予測結果をもとに、処理施設の設置による生活環境への影響を分析・評価します。

生活環境影響調査の詳細・具体的な手順については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成18年9月環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部)」を参照してください。なお、当該指針については下記アドレスからダウンロードできます。

http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility assess/index.html

# 2-5 技術上の基準に対する説明

設置しようとする一般廃棄物処理施設は、法令で定める技術上の基準に適合する必要があります。 このため、設置しようとする施設について、技術上の基準に対する説明が必要ですので、県の定める 様式「構造基準対比説明表」(県書式A)に沿って必要事項を記載してください。

なお、「構造基準対比説明表」は、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場の3種類がありますが、 設置しようとする施設の種類からいずれかを選択してください。

# (参考) 生活環境影響調査の項目の選定例

# 1 破砕施設や堆肥化施設など

調査事項		生活環境影響要因	施設排水の	施設の	施設からの	廃棄物運搬
		生活環境影響調査項目	排出	稼働	悪臭の漏洩	車両の走行
	大気質	粉じん		0		
大		二酸化窒素				0
気		SPM				$\circ$
環	騒音	騒音レベル		0		0
境	振動	振動レベル		0		0
	悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数又は臭気濃度			0	
水		BOD又はCOD	0			
環	水質	SS	0			
境		その他必要な項目 (T-N、T-P等)	0			

# 2 焼却施設など

調査事項		生活環境影響要因	煙突排ガ	施設排水	施設の	施設からの	廃棄物運搬
		生活環境影響調査項目	スの排出	の排出	稼働	悪臭の漏洩	車両の走行
	大気質	二酸化硫黄	0				
		二酸化窒素	0			0	0
		SPM	0			0	0
大		塩化水素	0				
気		ダイオキシン類	0				
環境		その他必要な項目 (ばいじん等)	0				
96	騒音	騒音レベル			0		0
	振動	振動レベル			0		0
	悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数又は臭気濃度	0			0	
-lc		BOD又はCOD		0			
水環	水質	SS		0			
境		ダイオキシン類		0			
.96		その他必要な項目(T-N、T-P等)		0			

^{*} 生活環境影響調査の項目については、処理施設の種類、規模及び周囲の状況等に応じ、上記の内容に加えて追加調査項目が必要な場合があります。

また、生活環境影響調査での調査頻度や影響評価の程度などについても、処理施設の種類、規模及び周囲の状況等に応じて個別判断されるものです。

# 第3章 一般廃棄物処理施設の設置等に関する許可申請書

一般廃棄物処理施設の設置又は変更許可申請を行う場合は、手数料として三重県証紙により納付の上、下記の申請書類及び添付書類を提出してください。

なお、施設や処理内容によっては、追加の説明書類を求めることがあります。

また、施設を変更する場合、上記の変更許可申請又は軽微変更届出の手続が必要となりますので、手続内容について管轄する事務機関にお問い合わせください。

# 3-1 申請書類及び添付書類

提 出 す る 書 類	添 付 書 類	手数料
一般廃棄物処理施設設置許可申請 申請書(県様式) 第1面から第4面	①~①	110,000円 (焼却施設・最終処分場以外) 130,000円 (焼却施設・最終処分場に限る)
一般廃棄物処理施設変更許可申請 申請書(県様式) 第1面から第3面	・①~⑧のうち、変更後の施設 にかかる書類、図面等 ・⑨~⑩	100,000円 (焼却施設・最終処分場以外) 120,000円 (焼却施設・最終処分場に限る)

# 添付書類

書類及び図面	最終 処分場	最終処分場 以外の施設
① 位置、構造等の設置に関する計画に係る事項		
(ア) 施設の平面図及び事業所内見取図 ※施設の設置場所及び処理する廃棄物の保管施設を明示してください。	0	0
(イ) 施設の立面図	0	0
(ウ) 施設の断面図 (縦断面図及び横断面図)	0	
(エ) 施設の構造図 ※保管施設の構造図も提出してください。	0	0
(オ) 施設の設計計算書 ※最終処分場の場合は、求積図も提出してください。	0	0
(カ) 排ガス及び排水の処理系統図	0	0
(キ) 構造基準対比説明表(県書式A) ※施設の技術上の基準に対する適合状況を示してください。	0	0
② 維持管理に関する計画に係る事項 ※適用される維持管理基準に対する適合状況を示してください。なお、様式は定めていません。	0	0
③ 災害防止のための計画	0	_
④ 埋立処分の計画	0	_
⑤ 周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	0	_
⑥ 処理工程図	_	0
⑦ 処理施設の付近の見取図(公図等を用いて示すこと)	0	0
⑧ 生活環境影響調査結果書	0	0

書類及び図面	最終 処分場	最終処分場 以外の施設
⑨ 施設の設置・維持管理に関する技術的能力を説明する書類	0	0
<ul><li>⑩ 施設の設置・維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(県書式B)</li><li>※決算及び資産の状況によって、中小企業診断士による経営診断書又は収支計画書を提出いただく場合があります。</li></ul>	0	0
<ul><li>① (申請者が法人である場合)</li><li>・直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表</li><li>・直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ※直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成している場合は、同報告書の提出によって、これらの書類に代えることができます。</li></ul>	0	0
<ul><li>⑫ (申請者が個人である場合)</li><li>・資産に関する調書(県書式C)</li><li>・直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li></ul>	0	0
<ul><li>① (申請者が法人である場合)</li><li>・定款又は寄附行為</li><li>・登記事項証明書 (商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))</li><li>※直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成している場合は、同報告書の提出によって、これらの書類に代えることができます。</li></ul>	0	0
<ul><li>④ (申請者が個人である場合)</li><li>・住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。以下同じ。)</li><li>・精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(注2)</li></ul>	〇 (注1)	〇 (注1)
⑤ 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを 誓約する書面(県書式D)	〇 (注1)	〇 (注1)
(19) (申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合) ・法定代理人の住民票の写し ・法定代理人の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当 たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当 しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(注2)	〇 (注1)	〇 (注1)
<ul><li>① (申請者が法人である場合)</li><li>・役員の住民票の写し</li><li>・役員の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(注2)</li></ul>	〇 (注1)	〇 (注1)

	書類及び図面	最終 処分場	最終処分場 以外の施設
18	(申請者が法人である場合) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者が個人である場合には、住民票の写し及び精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(注2) これらの者が法人である場合には、登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))。	〇 (注1)	〇 (注1)
19	申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その住民票の写し及び精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(注2)	○ (注1)	〇(注1)

⁽注1)申請者が別に設置又は変更許可を受けている場合は、当該許可証の提出によって、上記 $\Phi$ 0の提出に代えることができます。 詳細は、3-2 (2)を参照してください。

(注2) 「精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

# 3-2 留意事項

- (1) 住民票の写しは本籍地記載のものに限ります。また、住民票の写し、登記簿謄本、納税証明書等の 発行日がある添付書類については**申請日以前3ヶ月以内**に発行されたものを添付してください。なお、 申請日前に記載内容に変更があった場合には、3ヶ月以内に発行されたものであっても、変更後のも のを添付してください。
- (2) 添付資料⑭~⑲については、申請時に有効な先行許可証(原本)を提出すれば、書類を省略することが可能です(先行許可証(原本)は、申請受付後直ちに返却します)。
  - ○対象となる許可証
    - 一般廃棄物処理施設設置 変更許可証
  - ○先行許可証の条件
    - ・許可証の「規則第○○条第○項の規定による許可証の提出の有無」が「無」と記載されていること (※この規定による添付書類の省略をしないで許可を受けたもの)
    - ・許可日から5年を過ぎていないこと
- (3) 施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類(添付書類®)について 廃棄物処理施設技術管理者の資格は、表3のとおりです。これらのいずれかであることを示す書

策乗物処理施設技術管理者の賃格は、表3のとおりです。これらのいすればであることを小す着 類(卒業証明書・在職証明・修了証書など)を添付してください。

なお、処理能力が500人以下のし尿処理施設については、技術管理者の設置を要しません。

# 表3 廃棄物処理施設技術管理者の資格

1 30 55 1 1			
卒業学校	卒業課程	習得科目	実務経験
技 術 士		化学部門、水道部門、衛生工学部門で二次試験に合	
		格した者	
		上記以外の技術士	1年以上
環境衛生指導員			2年以上
大学	理学・薬学・工学・農学	衛生工学・化学工学、土木工学(旧大学令に基づく	2年以上
(旧大学令に基づ		大学に限る)	
く大学を含む)	理学・薬学・工学・農学又	衛生工学・化学工学以外を習得した場合	3年以上
	は、これに相当する課程		
短期大学、高等専門	理学・薬学・工学・農学又	衛生工学・化学工学、土木工学(旧専門学校令に基	4年以上
学校、旧専門学校に	は、これに相当する課程	づく専門学校に限る)	
基づく専門学校		衛生工学・化学工学以外を習得した場合	5年以上
高等学校、中等教育	土木科、化学科又はこれに		6年以上
学校、旧中等学校令	相当する学科		
に基づく中等学校	理学・工学・農学に関する科	·目又は、これに相当する科目を修めて卒業したもの	7年以上
上記に該当しない者			10年以上
技術管理者講習を	<del></del>	<del></del>	_
修了した者			

⁽注)「実務経験」とは、該当する廃棄物処理について技術上の実務に従事した経験年数をいいます。

# 3-3 申請書の記載の留意点及び記載例

# 申請書の記載の留意点

# ①「設置の場所」

施設を設置することを予定している場所の住所を記載してください。

# ②「施設の種類」

処理施設の種類を記載してください。

(例) ごみ処理施設 (焼却施設) 、ごみ処理施設 (破砕施設) 、し尿処理施設、最終処分場

#### ③「処理する廃棄物の種類」

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿、混合ごみ等の区分を記載してください。

(注)廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず等を扱う場合は、石綿含有の有無を明らかにしてください。

# ④「処理能力」

1時間当たりの処理能力(最大処理可能量)、稼働時間及びこれらを乗じて得た1日当たりの処理能力を記載してください。なお、最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量を記載してください。

### ⑤「施設の位置、構造等の設置に関する計画」

- ・「施設の位置」には、設置予定場所の敷地内での施設の配置を図面で示してください。
- 「施設の処理方式」には、例えば、焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン方式、流動床 方式等の別を記載してください。
- ・「施設の構造及び設備」には、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図 面等を添付してください。
- ・「排ガス及び排水の量及び処理方法」には、排ガスは、排ガス量及び処理方法並びに煙突の数、設

置位置及び高さ等を、排水は、排水量及び処理方法並びに放流口の数、位置及び放流先等を記載してください。

・ 「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」には、定常運転を行った際の設計計算値を記載してください。

# ⑥「施設の維持管理に関する計画」

- ・「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」には、申請者として廃棄物処理施設に係る周辺の生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載してください。
- ・「測定頻度に関する事項」には、自ら実施することとした排ガス等の測定の頻度、箇所数等を記載 してください。
- 「その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」とは、例えば施設の点検等に関する事項が考えられます。

※申請者が維持管理のために定められた排ガスの濃度、放流水の水質、測定頻度、箇所数等については、当該申請者 の遵守すべき法基準となります。

# ⑦「災害防止のための計画」

最終処分場である場合、一般廃棄物の飛散及び流出の防止、公共の水域及び地下水の汚染の防止、並びにその他災害の防止に関する事項を記載してください。

# ⑧「処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法」

ごみ処理施設の場合、処理の区分(自家処分・委託処分)を明記し、その具体的な処分方法を記載 してください。

# ⑨ 「汚泥等の処分方法」

し尿処理施設の場合、処理の区分(自家処分・委託処分)を明記し、その具体的な処分方法を記載 してください。

# ⑩「埋立処分の計画」

最終処分場の場合、埋立方式、埋立順序、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立処分終了予定年月及び 埋立処分の終了後に行う維持管理の内容を記載してください。

#### ○ 「一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項」

当該廃棄物処理施設への廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の時間及び方法を記載してください。

# ⑫ (第3面)

「申請者」、「法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年である場合に限る)」 及び「法第7条第5項第4号リに規定する役員(申請者が法人である場合に限る)」の欄に、必要事項(氏名、名称、生年月日、本籍、住所、役職名・呼称)を記載してください。

#### (13) (第4面)

「発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに限る。)」の欄に、必要事項(発行済株式の総数、出資の額、氏名又は名称、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額、割合、本籍、住所)を記載してください。

「令第4条の7に規定する使用人(申請者に該当使用人がある場合に限る)」の欄に、氏名、生年 月日、役職名・呼称、本籍、住所)を記載してください。

# 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

三重県知事 あて

**=*********

申請者 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地

氏 名 三重〇株式会社

代表取締役 三重一郎

電話番号 059-000-000

ED

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可 を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物	加理 施設	の設置の場	易所	三重県津市〇〇町××番地
一般廃棄	物処理	施設の種	類	ごみ処理施設(堆肥化施設)
一般廃棄物		おいて処理 ⁻ の 種	する 類	生ごみ
着 工	予 定	年 月	日	○○年××月△△日(又は「許可取得後」)
使 用 開	始 予	定 年 月	日	○○年××月△△日
<b>※</b> 許 可	0)	年 月	日	年 月 日
※許	可	番	号	
(一般廃棄物 あっては、-	めの最終処分 一般廃棄物の	設 の 処 理 能 計場である場合 ) 埋立処分のり 及び 埋 立 容 む	合に	生ごみ 24t/日( 24 時間 ) 1 t/時間
△一般廃棄物	一般廃棄物	の 処理施設の 値	立置	別紙○○のとおり
処理施設の	一般廃棄処理	物 処 理 施 ii 方	その式	高速堆肥化処理
位置、構造		物処理施設 及び設	せ 備	別紙△△のとおり ※添付書類により、明らかにしてください。
等の設置に	処理に伴い	量		排ガス:○○m゚N/h 排水:○○のため発生しない
関する計画に係る事項	生ずる排ガス及び排水	処理方法(排記 方法(排出口の 置、排出先等を む。)を含む。)	の位を含	脱臭装置を用いて処理する。 詳細は別紙××のとおり。
	できる排力 水の水質そ	:達成するこ。 iスの性状、i :の他の生活す に関する数	カ流 環境	排ガス及び悪臭:別添のとおり 騒音(db):60(昼)/ 55(夜) 振動(db):60(昼)/ 55(夜) ※必要に応じて添付書類により示してください。
	- ,- ,-	党廃棄物処理加 に関する事		
<b>※</b> 事	· 処	理	欄	

(日本工業規格 A列4番)

△一般廃 棄物処 理施設	排ガスの性状、が について周辺地域 保全のため達成す 数値	での生活環境の	排ガス及び悪臭:別添のとおり。 騒音(db):60(昼)/ 55(夜) 振動(db):60(昼)/ 55(夜) ※必要に応じて添付書類により示してください。
の維持 管理に 関する 計画に	排ガスの性状及び の測定頻度に関す	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	排ガス及び悪臭に関しては、年○○回測定を行う。 項目については、別添のとおり。 騒音・振動に関しては年1回測定します ※必要に応じて、添付書類で詳細を示してください。
係る事項	その他一般廃棄物持管理に関する事		別紙××のとおり。
	防 止 の た & 産棄物の最終処分場		
一般廃棄	伴 い 生 ず る 物の処分方法 理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分 ※該当する部分を○で囲む 生ごみを堆肥化処理した後は、肥料として有価販売する。 ※委託処分の場合は、委託先の処分方法を記載する。売却の場
	汚泥等の処分方法     区 分       (し尿処理施設の場合)     処分方法		合は、売却後の利用方法を記載する。 自家処分 委託処分 ※該当する部分を○で囲む
△埋立処分	分の計画(最終処	分場の場合)	
	逐棄物の搬入 <i>』</i> 及び方法に関		搬入時間 9:00~19:00 9:00~19:00 搬出台数 運搬車両 3台/月

(第3面)

申	請者(個人である場	合)		(2) 4 - pass()	
	(ふりがな) 生年月日 氏 名			本	籍
				住	所
	(法人である場合)				
		が な )		住	所
	名	称			
	み きまるかぶしきがいしゃ 三重○株式会社		○県	【○市○町○番地	
法	定代理人(申請者が	法第7条第5項第	4号リ	「に規定する未成年である場合)	
	(ふりがな)	生年月日		本	籍
	氏 名	-1.171 H			所
1	<u> </u> 没員(申請者が法人で	<u> </u>			
	(ふりがな)	生年月日		本	———— 籍
	氏 名		£/		
		役職名・呼		住○県○市○町○番地	所
	三重 一郎	昭和〇年〇月〇		同上	
		代表取締役 昭和〇年〇月〇		○県○市○町○番地	
	鳥羽次郎		H	○県○市△町×番地	
		取締役		○県○市○町○番地	
	ででんぱ たろう 御殿場 太郎	昭和〇年〇月〇	日		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	監査役		同上	
	-				
	-				
	-				

# (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出

資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)				
発行済株式の総数		株	出資の額	
(ふりがな)	4-F-1-1	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
氏名又は名称	生年月日	割合	住	所
みえ いちろう <b>→ 壬 占7</b>	昭和○年○月○日	120株	○○県○○市○○町	○番地
三重 一郎		4 0 %	同上	
とば じろう 鳥羽 次郎	昭和○年○月○日	3 0 株	○○県○○市○○町	○番地
יואלע ניניפא		10%	同上	
からしきがいしゃ	_	150株	(本社)○県○市○町○	番地
		5 0 %		
令第4条の7に規定	する使用人(申請者	に該当使用人があ	らる場合)	
(ふりがな)	生年月日	本		籍
氏 名	役職名・呼称	住		所
	昭和○年○月○日	○県○市○町○	一番地	
局初 二郎	◆◆工場長	○県○市○町○	)番地	

# 備

- ※欄は記入しないこと
- ※儞は記入しないこと。 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入するこ 2
- と。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記 3 入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1)一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図及び構造図
- (2)排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、
- 別紙を添付すること。 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄	

# 記載例

# 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 あて

**T********

申請者 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地

氏 名 三重〇株式会社

代表取締役 三重一郎 @

電話番号 059-000-00

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃	棄物処理	見施設 0	) 設置	の場所	f 三重県○○市○○町○番地		
一般廃棄物処理施設の種類					ごみ処理施設(焼却施設)		
許	可の	年	月	日	□○年××月△△日		
					※設置許可証に記載されている許可年月日を記載		
許	可	;	番	号			
					※設置許可証に記載されている許可番号を記載		
変更の	一般廃棄						
内 容	処理する	5一般月	発乗物	の種類	自		
1 3 74							
	一般廃	<b>郵 物</b>	6Л. ¥Ш 12	お 訳 の	変更後 変更前		
		理	能	力	及关权 及关 ^时		
	(一般廃棄				32 t/日(12時間) 16 t/日(8時間)		
	場合にあっ 埋立処分の		,				
	面積及び			212			
	△一般廃棄 構造等の	棄物処理 の設置に			<ul><li>施設の位置</li><li>別紙△△のとおり</li></ul>		
					・施設の構造 別紙××のとおり		
	△一般廃 維持管	棄物処理に関			変更なし ※変更がある場合は詳細を示してください。		
変	更	0)	理	由	施設の稼働時間を増やし、改造するため能力が増大する。		
着 」	•		年				
使 用	開始	予定	•	月日	○○年××月△△日		
※許	可 の	年	月	日	年 月 日		
※許	可		昏	号			
※事	務	処	理	欄			

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

申請者(個人である場	場合)		
(ふりがな)	4.F. I. I.	本	籍
氏 名	生年月日	住	 所
(法人である場合)			
( ふ り 名	が な ) 称	住	所
************************************	式会社	三重県〇〇市〇〇町〇番地	
法定代理人(申請者法	が法第7条第5項第	第4号リに規定する未成年である場合	?)
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏 名	工 千万 日	住	所
役員(申請者が法人	である場合)		
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所
みえ いちろう	昭和〇年〇月〇日	○県○市○町○番地	
三重一郎	代表取締役	同上	
長羽 次郎	昭和〇年〇月〇日	○県○市○町○番地	
局羽	取締役	○県○市□町@番地	
御殿場 太郎	昭和○年○月○日	○県○市○町○番地	
脚	監査役	同上	
1 1			

#### (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出 資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	300株		出資の額			円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合			籍所	
_{みえ いちろう} 三 <u>重</u> 一郎	昭和〇年〇月〇日 120株 40%		○○県○○市○○町○番地 同 上			
とば じろう 鳥羽 次郎	昭和〇年〇月〇日 3 0 株 1 0 %		〇〇県〇〇市〇〇町〇番地 同 上			
□□株式会社	150株		(本社)○県○市○町○番地 ——————			

# 今第4条の7に規定する使用人(申請者に該当使用人がある場合)

(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の 場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構
- (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
- (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
- (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃 度に係る変更後の数値
- (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は規則第4条第2項第10号に掲げる項目、最終処分場の場合は排水基準 を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 6 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。 7 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載 しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄		

# 【県書式B】

	施設の(設置・変列	見後)・維持管理に要する資	金の総額及びその資金の調	達方法を記載した書類		
	内 訳	金	額	(千円)		
資	金の総額	(記入例)	0000千円			
	土 地		0000千円			
	処理施設	建設費一式	0000千円			
	その他	重機等リース	000千円			
	維持管理費		〇〇〇千円(年間)			
	自己資金	銀行預金 ××××	千円			
	借 入 金	借入金 ××××千円				
	(借入先名)	△△△銀	行○○支店			
調						
達方	その他					
法	増資					
備考	備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること					

# 【県書式C】

	資産に	: 関する調書	<i>t</i>
/# + 0 15 III		ж.	年 月 日現在
資産の種別	内 容	数  量	価格、金額(千円)
現 金 預 金	<b>普通預金</b> 		1, 000
有 価 証 券	株券 		5, 000
未収金			
売掛金	売上代金		1, 000
受取手形	売上代金		3, 000
土 地	事業用地	5 0 0 m²	20,000
建物	事務所	1棟	15,000
備品	パソコン	2台	5 0 0
車 両	運搬車両	5台	12,000
その他			
	資產	計	57, 500
負債の種別	内 容	数  量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入		20,000
短期借入金	代表者借入		5, 000
未 払 金	未払い保険料		3 0
預り金	従業員預り金		2 0 0
前 受 金			
買掛金	仕入代金		5, 000
支払手形	仕入代金		3, 000
その他			
	負債	計	33, 230

# 【県書式 D】

# 誓 約 書

私(当法人)は、本申請にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約します。

○○年○○月○○日

申請者 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印

三重県知事 あて

# 第4章 一般廃棄物処理施設の設置許可申請後の主な手続き

申請者からの一般廃棄物処理施設の設置許可申請書を県が受理した後、県は、法令で定める許可基準への適否について審査を行い、適合している場合には申請者に許可証を交付します。

この審査の中で、設置しようとする施設が最終処分場や焼却施設である場合には、法令に基づき 4-1 に記載する告示・縦覧手続を行います。

また、設置許可後に設置工事が行われますが、設置工事が完了して施設を使用するためには、法令に基づき 4-2 に記載する使用前検査を受けて県の確認を受けなければいけません。

# 4-1 告示・縦覧

最終処分場や焼却施設の設置許可申請では、申請書を受理したのち、法令に基づき、県が縦覧場所等を告示し、申請書類及び生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供することになります。縦覧期間は告示の日から1ヶ月間です。

告示・縦覧後、処理施設の設置に関し生活環境保全上の関係がある市町の長、利害関係者より生活環境保全上の見地からの意見が提出されることがあります。

その後、許可申請内容や上記の意見について専門家からの意見を聴くこととなりますが、その会議には申請者の出席を求めています。

なお、この告示・縦覧手続きは、最終処分場や焼却施設での変更許可申請でも同様に行われます。

# 4-2 使用前検査

申請にあたっては以下の書類が必要です。申請後、申請者の立ち会いのもと、県が施設の現地確認を行います。

なお、使用前検査の結果で、適合である旨の通知後でなければ施設を稼働することはできません。

<使用前検査申請に必要な書類>

- 一般廃棄物処理施設使用前檢查申請書(県様式)
- ・竣工後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、及び構造図
- その他参考となる書類又は図面、写真等

# 第5章 一般廃棄物処理施設の使用開始後の主な手続き

一般廃棄物処理施設で処理を行う場合は、法令に定める維持管理基準や施設毎に定める維持管理計画などに基づき適切に処理を行わなければなりません。

処理施設の使用開始後の主な手続きとしては、「維持管理状況の記録・閲覧・公表」(5-1に記載)、「処理施設の変更等」(5-2に記載)、「最終処分場に関する埋立終了や廃止」(5-3に記載)、「定期検査」(5-4に記載)などがありますので、具体的な手続内容について管轄する事務機関にお問い合わせください。

#### 5-1 維持管理状況の記録・閲覧・公表

最終処分場や焼却施設については、放流水や排ガス等に関する維持管理の状況を記録し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならないこととなっています。また、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する必要がありますので、適切に行ってください。

# 5-2 処理施設の変更等

処理施設の設置者が、処理施設に関する変更等を行う場合には、変更の内容によって、変更する前に変更許可を受けるか、軽微変更等届出をしなければなりません。

変更等に関する手続は、法令で定める判断基準(表4)に基づき判断され、各号のいずれにも該当 しない場合は軽微変更等届出を、各号の一部又は全部に該当する場合は変更許可申請の手続きが必要 です。

このように、変更許可申請の手続きを要する場合がありますので、処理施設の変更を計画した時点で、必ず事前相談を行ってください。また、変更の内容によっては、その変更を新規の設置として扱い、新たな設置許可申請の手続が必要な場合もあります。

なお、変更許可申請の手続きとしては、設置手続に準じた手続き(第2章と第3章)となります。

表4 処理施設の変更等に関する判断基準

	規定の概要					
1号	法第8条第2項の申請書に記載した処理能力(法第9条第1項の変更許可を受けたとき					
	は、変更後のもの)の10%以上の増大					
2号	一般廃棄物処理施設の位置及び処理方式の変更					
3号	一般廃棄物処理施設の構造及び設備に関する変更であって、次の設備に関する変更又はば					
	い煙量、ばい煙濃度、放流水質等の数値変化により生活環境への負担が増大する変更					
	イ 焼却施設(燃焼室)					
	口高速堆肥化処理施設(発酵槽)					
	ハー破砕施設(破砕機)					
	ニーし尿処理施設(嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備、湿式酸化処理設備、活性					
	汚泥法処理設備又は生物化学的脱窒素処理設備)					
	ホ 最終処分場(遮水層又は堰堤若しくはえん堤)					
4号	処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出方法(排出口の位置、排出先等を含む)若しくは					
	排ガス又は排水の量の増大に係る変更					
5号	排ガスの性状、放流水の水質等について生活環境保全のため達成することとした数値、測					
	定頻度又はその他維持管理に関する変更(周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられる					
	もの又は測定頻度が高くなるもののみを行う場合を除く)					

処理施設の変更(表4各号に該当しない軽微変更)、処理施設の休止・廃止・再開(最終処分場での埋立終了や廃止手続を除く)を行う場合は、遅滞なく軽微変更等届出をしなければなりません。 軽微変更等の届出に関する書類は、次頁のとおりです。

提出する書類	添付書類	備考
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(県様式)	以下のとおり	施設を休止又は廃止する場合、休 止後に稼働再開する場合も本届出 が必要です。 ただし、最終処分場を廃止する場 合は、本届出ではなく廃止確認手 続が必要です。

# (添付書類)

変更事項	左記変更に伴う添付書類
氏名又は名称	<ul><li>&lt;法人の場合&gt;</li><li>①定款又は寄付行為</li><li>②登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))</li><li>&lt;個人の場合&gt;</li><li>①住民票(本籍記載)</li></ul>
住所	<法人の場合> ①登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)) <個人の場合> ①住民票(本籍記載)
役員(代表者を含む。)	①役員等新旧対照表(県書式E) ②登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)) ③役員の住民票(本籍地記載) ④役員の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ⑤誓約書 ※新たに追加された者がある場合 (注) ③④は、新たに追加された者のみ添付すること。
株主又は出資者	〈株主又は出資者が法人の場合〉 ①役員等新旧対照表(県書式E) ②登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)) ③誓約書 ※新たに追加された者がある場合 (注)②は、新たに追加された者のみ添付すること。
	<株主又は出資者が個人の場合> ①役員等新旧対照表(県書式E) ②株主又は出資者の住民票(本籍地記載) ③株主又は出資者の特神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ④誓約書 ※新たに追加された者がある場合 (注) ②③は、新たに追加された者のみ添付すること。
政令で定める使用 人	①役員等新旧対照表(県書式E) ②使用人の住民票(本籍地記載) ③使用人の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ④誓約書 ※新たに追加された者がある場合 (注) ②③は、新たに追加された者のみ添付すること。
法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)	<ul><li>&lt;法定代理人が法人の場合&gt;</li><li>①役員等新旧対照表(県書式E)</li><li>②法定代理人の登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))</li><li>③法定代理人の役員の住民票(本籍地記載)</li><li>④法定代理人の役員の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない</li></ul>

	者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
法定代理人 (法定代	⑤誓約書 ※新たに追加された者がある場合
理人が法人である	(注) ③④は、新たに追加された者のみ添付すること。
場合においては、そ	<法定代理人が個人の場合>
の役員を含む。)	①役員等新旧対照表(県書式E)
	②法定代理人の住民票(本籍地記載)
	④法定代理人の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに
	当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該
	当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
	⑤誓約書 ※新たに追加された者がある場合
その他	変更等の内容によって異なりますので、別途ご相談ください。

※「精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思 疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」と して、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)を添付してください。これによらない場合、 医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

# 5-3 最終処分場

最終処分場は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める 省令等により、構造基準・維持管理基準・廃止基準が定められています。

なお、最終処分場を廃止する場合には、①埋立処分終了 → ②埋立処分終了届出の提出 → ③水質等の維持管理 → ④最終処分場廃止確認申請 → ⑤廃止確認、といった流れとなります。

また、法令の定めにより、特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、最終処分場における埋立処分の終了後に必要な維持管理を適正に行うため、埋立処分終了までの間、埋立処分の終了後から施設の廃止に至る間の維持管理に必要な費用を、維持管理積立金として積み立てる必要があります。

※特定一般廃棄物最終処分場とは、国又は地方公共団体が設置するなどの一般廃棄物最終処分場以外の全ての一般廃棄物最終処分場です。

# 5-4 定期検査

一般廃棄物処理施設(焼却炉及び最終処分場)の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について定期的に県の検査を受けなければなりません。定期検査の期間は法第8条の2第5項の検査(使用前検査)を受けた日(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3ヶ月以内となります。検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければなりません。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
- 4 許可の年月日及び許可番号

# 5-5 熱回収施設の認定

熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設について次の各号にいずれにも適合している場合、認定を 受けることができます。

- 1 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 2 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に 適合すること。

(詳細は廃棄物熱回収設置者認定マニュアルを参照 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成))



# 般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

三重県知事 あて

**T********

住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 届出者

氏 名 三重〇株式会社

代表取締役 三重一郎

電話番号 059-000-000

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法 第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出 ます。

一般廃棄物	処理施設 🤈	)設置の	場所	三重県〇〇市△△町××
一般廃棄	物処理施	豆 設 の 和	重 類	最終処分場
許 可 年 月 又 は		 許 可 番 年 月	香 号 日	○○年××月△△日 □□第  ○○ 号
変更の内容	△軽 微	な変	更	排水処理施設に活性炭処理工程を追加
	氏名又は?並びに法人	にあって	は、	(変更前)株式会社○○ (変更後)株式会社△△
	△規則第5条の変更(同刻 の変更(同刻 く。)			
	規則第5条の	4第6号に掲	げる事項	頁
	(ふりがな)	生年。	月日	本籍
	氏 名	役職名・	呼称	住所
廃止若しく	は休止又に	は再開の	理 由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しく	は休止又は	再開の年	月日	年 月 日
※事 務	処	理	欄	

# 備考

- 1. ※欄は記入しないこと。
- 2. △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  3. 「規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当者ではであることとし、記載しきれない
- ときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること

(日本工業規格 A列4番)

# 第6章 様式集

	一般廃	棄物	7夕几3	理旗	可設	:設置	量許	<del>□</del> J I	申請	書	
									年	月	
三重県矢	山事 あて	-							+	月	日
				(〒	=			)			
		ŀ	申請者	住	所						
				氏	名						
				電記	番号						
廃棄物の処理	及び清掃に関	する法律	第8条	第1項	の規定	定により	、一般原	<b>堯棄</b> 物	加理施設	との設定	置の許可を
受けたいので、											
一般廃棄物	処理施設	の設置	量の場	計所							
一般廃棄	物処理	施設	の種	類							
一般廃棄物处											
<u>一般</u> 着工		<i>(</i> )	種	類							
		年	月	日			年		月	日	
使 用 開		定 年	月	日			年		月	日	
※許 可	<b>の</b> を	F.	月	日			年		月	日	
<b>※</b> 許	可	番		号							
一般廃棄物								m t	/目(	)	時間時間
(一般廃棄物 あっては、一								$m^3$	/時間	,	311.3
供される場					面	積			/時間 m੍ ²		
△一般廃棄物	一般廃棄物	7処理施	直設の何	位置		立容量			m [*]		
	一般廃棄	物処理	理 施 記	せの							
処理施設の	処理		方	式							
位置、構造	一般廃棄										
		<u>及び</u>		備							
等の設置に	処理に伴い		量								
関する計画	生ずる排ガ	処理方   方法(									
R/JUD		置、排		-							
に係る事項	ス及び排水	む。) を									
	設計計算上	. — , , . ,	_								
	できる排力										
	水の水質そへの負荷										
	その他一般										
	の構造等	に <u>用</u>	9 るも <u></u> -	# 坦							
※事 務	処	理		欄							

(日本工業規格 A列4番)

# (第2面)

	排ガスの性状、放	流水の水質等			
△一般廃	   について周辺地域	の生活環境の			
棄物処	保全のため達成す	ることとした			
理施設	数値				
の維持					
管理に					
関する	排ガスの性状及び	放流水の水質			
計画に	の測定頻度に関す	る事項			
係る事					
項	その他一般廃棄物	処理施設の維			
	持管理に関する事				
△災 害 防 止 の た め の 計 画 (一般廃棄物の最終処分場である場合)					
一般廃棄	半い生ずる 物の処分方法 ^{里施設の場合)}	区 分	自家处	心分	委託処分
	E.他 改 ♡ 場 ロ )	処分方法			
汚泥等(	の処分方法	区分	自家处	心分	委託処分
(し尿処理施設の場合) 処分方法		処分方法			
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)					
△一般廃棄物の搬入及び搬出の					
時 間 及	び方法に関	する事項			
<u> </u>			1		

(第3面)

申請	申請者(個人である場合)							
	(ふりがな)	<b>北</b> 年日日		本	籍			
	氏 名	生年月日		住	所			
	(法人である場合)							
	( & 9	が な )		住	所			
	名	称						
) 注:	マ代理 1 (由語老が)	注第 7 冬第 K 頂第	4 문 11	に規定する未成年である	.担今)			
144	(ふりがな)		4 7 7	本	¹ 勿ロ/			
	氏 名	生年月日						
	74			177	121			
犯	は員(申請者が法人で	 「ある世 <del>会</del> )						
	(ふりがな)			t.	hots:			
	氏 名	生年月日		本	籍			
	77	役職名・呼	称	住	所			
			_					
	_							

#### (第4面)

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出 答をしている者(由請者が注しである場合において 当該株主Vけ出答をしている者があるとき)

発行済株式の総数		株	出資の額	
(ふりがな)	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		籍
氏名又は名称	<u> </u>	割合	住	所
	 	    と)ァまな少は田 しょご	た フ 4日 △)	
(ふりがな)	生年月日	本	<b>約る場</b> 口)	 籍
氏 名	役職名・呼称	住		 所
	[X48V-1] 1.1 4.1.			121

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1)一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図及び構造図
- (2)排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し 別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

\•/	ェ	*/-	101	柵
<b>※</b>	_	数	不少。	かあり
<b>/•</b> ∖	J	20	1. 1.	ПЖJ

(県様式)

	一般廃棄物処理施設変更許可申請書										
三重	宣県知事	ま あっ	C						年	月	日
				申請者	(〒 住 氏			)			
					電話	番号					
	物の処理及							り、一般	廃棄物処理	里施設の	変更の許可
一般廃	棄物処理	見施設の	設置の	場所							
一般廃	<b>棄物</b>	処 理 施	設の	種 類							
許	可の	年	月	目				年	月	目	
許	可	3 1	番	号							
変更の 内容	一般廃す										
	一般廃					変	更	後	変	更	前
	処 (一般廃 る場合に の埋立処 の面積及	分の用に依	一般廃棄 はされる場	<b>E物</b>	面積 埋立名	至全			面積 埋立容量	t / m³/l t /	
	, –	棄物処理 の設置に									
	△一般 房 維持管	廃棄物処 管理に関									
変	更	$\mathcal{O}$	理	由							
着工			手 月	日				年	月	日	
使用	開始	予定		月日				年	月	日	
<b>※</b> 許	可の		月 <del></del>	日				年	月	日	
<b>※</b> 許	可	番		号							
※事	務	処	理	欄							

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

		(A) 2 III)	
申請者(個人であ	る場合)		
(ふりがな)	<b>北</b> 左日日	本	籍
氏 名	生年月日	住	所
(法人である場	合)		
	が な )	   住	所
名名	<u> </u>		171
法定代理人(申請	者が法第7条第5項第	第4号リに規定する未成年であ	る場合)
(ふりがな)	11. F. D. D.	本	籍
氏 名	生年月日	住	
		·	
役員(申請者が法	<b></b>		
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所
<u> </u>			

#### (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出 資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数				出資の額			円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 <b>害</b>	又は出資の金額 合		本住	籍	

令第4条の7に規定する使用人(申請者に該当使用人がある場合)

(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所

#### 備

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の 場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。

- 場合は、焼料施設、破砕施設等の別を指揮者ですること。 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構
- (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
- (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
- (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃 度に係る変更後の数値
- (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は規則第4条第2項第10号に掲げる項目、最終処分場の場合は排水基準 を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載 しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

【県書式A】構造基準対比説明表(ごみ処理施設)

基準内容		本施設計画	*
			事
			務
	適否	説明	処
			理
			欄
一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して			
構造耐力上安全であること。			
三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食			
を防止するために必要な措置が講じられていること。			
四 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造の			
ものであり、又は必要な設備が設けられていること。			
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわない			
ものであること。			
六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液			
が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。			
七 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあっては、次の要件を			
備えていること。			
イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である			
焼却施設にあっては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に			
投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあっ			
ては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼			
室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられてい			
ること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限			
りでない。			
ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。			
(1) 燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態でごみを焼			
却することができるものであること。			
(2) 燃焼ガスが、摂氏800度以上の温度を保ちつつ、2秒			
以上滞留できるものであること。			
(3) 外気と遮断されたものであること。	ļ 		
(4) 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏800度以上にし、及び			
これを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	ļ		
(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量			
を調節する機能を有するものに限る。)が設けられているこ			
٤.			
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録			
するための装置が設けられていること。			
ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200			
度以下に冷却することができる冷却設備が設けられているこ			
と。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね			

摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この 限りでない。	
ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(二のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	
へ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保 全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備 (ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設け られていること。	
ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の 濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	
チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる 灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該 施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて 溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理 する場合は、この限りではない。	
リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。	
(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造の ものであること。	
(2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次 の要件を備えていること。	
(イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にする ことができるものであること。	
(ロ) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上 の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設 備等が設けられていること。	
(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行うばあいにあっては、 次の要件を備えていること。	
(イ) 焼成炉中の温度が摂氏1000度以上の状態でばい じん又は焼却灰を焼成することができるものであること。	
(ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録する ための装置が設けられていること。	
(ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上 の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設	
備等が設けられていること。	
(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理 を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は	

	1
薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設け	
られていること。	
ヌ 固形燃料(廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以	
下同じ)を受け入れる場合にあっては、固形燃料が湿潤な状態	
にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられてい	
ること。	
ル 固形燃料を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保	
管設備が設けられていること。	
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が	
講じられていること。	
(2) 常時換気することができる構造であること。	
(3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられている	
こと。	
合(カに掲げる場合を除く。)にあっては、次の要件を備えた保	
管設備が設けられていること。	
(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に	
   測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	
(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合	
に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であるこ	
と又は不活性がスを封入するための装置その他の発火を防	
止する設備が設けられていること。	
   用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超	
えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日	
   当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を	
型えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられているこ	
ا کی	
(1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置	
が設けられていること。	
(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録する	
ための装置が設けられていること。	
カ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場	
合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管す	
ることのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相	
当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規	
定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられてい	
ること。	
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が	
講じられていること。	
(2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防	
止するために必要な措置が講じられていること。	
*** ** * ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	

(3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形	
燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けら	
れていること。ただし、他の保管設備において保管していた	
固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りでない。	
(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設	
備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、	
かつ、記録するための装置が設けられていること。	
(5) 異常な温度の上昇その他の異常な状態が生じた場合	
に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止	
する設備が設けられていること。	
八 ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、	
銅の第一次精錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第	
一次精錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設(以下「電気炉等	
を用いた焼却施設」という。)にあっては、次の要件を備えているこ	
と。	
イ ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号チから力まで	
の規定の例によるほか、次の要件を備えていること。	
(1)次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。	
(イ) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、か	
つ、これを保つことができる加熱装置が設けられているこ	
یے.	
(ロ) 外気と遮断されたものであること。	
(2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。	
(イ) ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な	
温度と滞留時間を適正に保つことができるものであるこ	
ی د	
(ロ) 外気と遮断されたものであること。	
(ハ) 爆発を防止するために必要な措置が講じられている	
こと。	
(3) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記	
録するための装置が設けられていること。	
(4) 除去設備に流入する改質ガス(改質設備において改質	
されたガスをいう。以下同じ。)の温度をおおむね摂氏200	
度以下に冷却することができる冷却設備が設けられている	
こと。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおお	
むね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあって	
は、この限りでない。	
(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度((4)のただし書の	
場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温	
場合にあっては、除去設備内で用却された改員ガスの温 度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けら	
れていること。	
(6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫	

化水素を除去することができる除去設備が設けられている 		
こと。		
ロ 電気炉等を用いた焼却施設にあっては前号へ及びリからカ 		
までの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。		
(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼(銅の第一次精錬の用に供		
する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあっては溶体、亜		
鉛の第一次精錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設に		
あっては焼鉱とする。以下同じ。)を得るために必要な炉内		
の温度を適正に保つことができるものであること。		
(2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。		
(3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉出口		
における温度を定期的に測定できるものであること。		
(4) 集じん器に流入するガスの温度((5)のただし書の場合		
にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的		
に測定し、かつ、記録するための装置が設けられているこ		
と。		
(5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあって		
は、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏200度		
以下に冷却することができる冷却設備が設けられているこ		
と。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂		
氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この		
限りでない。		
九 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第七号リの規定		
の例による。		
 十 高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽内の温度及び空気		 
量を調節することができる装置が設けられていること。		
十一 破砕施設にあっては、次の要件を備えていること。		
イ 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないこ		
とを連続的に監視するために必要な措置が講じられているこ		
یے ا		
ロ 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため		
に必要な集じん器、散水措置その他の必要な装置が設けられ		
ていること。		
風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。		
ていること。		
イ 運搬によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため		
に必要な集じん器等が設けられていること。		
ロ 管路の点検補修のための設備が設けられていること。		
ハ 十分な容量を持つ貯留設備が設けられていること。		
十三 選別施設にあっては、次の要件を備えていること。		
1 ― たかがになっては、久く女子と聞んていること。		

ノフサのサケーナスウスサナウロージョーナストのマナス=	]
イ 再生の対象とする廃棄物を容易に選別できるものであるこ	
٤.	
ロ 選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため	
に必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。 	
十四 固形燃料化施設にあっては、次の要件を備えていること。	
イ 次の要件を備えた破砕設備が設けられていること。	
(1) 投入する廃棄物に破砕及び固形燃料化に適さないもの	
が含まれていないことを連続的に監視するために必要な措	
置が講じられていること。	
(2) 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止する	
ために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設	
けられていること。	
(3) 爆発による被害を防止するために必要な防爆装置又は	
   爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられているこ	
کی	
ロ 固形燃料化の対象とする廃棄物を容易に選別できる選別	
設備が設けられていること。	
室に投入することができる供給装置が設けられていること。	
ニ 次の要件を備えた乾燥設備が設けられていること。	
(1) 次の要件を備えた乾燥室が設けられていること。	
(イ) 乾燥室内を廃棄物の乾燥に必要な温度とし、かつ、	
これを保つことができる加熱装置が設けられていること。	
(ロ) 外気と遮断されたものであること。	
(2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、	
記録するための装置が設けられていること。	
(3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視するため	
の装置が設けられていること。	
ホ 排気ロ又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境	
の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理	
設備が設けられていること。 	
へ 廃棄物に薬剤を添加する場合にあっては、廃棄物と薬剤と	
を十分に混合することができる薬剤添加設備が設けられている	
こと。	
ト 定量ずつ連続的に廃棄物を成形設備に投入することができ	
る供給装置が設けられていること。 	
チ 次の要件を備えた成形設備が設けられていること。	
(1) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さに成形でき	
るものであること。	
(2) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度	
若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置	
が設けられていること。	

リ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。		
(1) 固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に		
冷却できるものであること。		
(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定		
するための装置が設けられていること。		
(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に		
測定するための装置が設けられていること。		
ヌ 固形燃料の保管設備を設ける場合は、第七号ルからカまで		
の規定の例によること。この場合において、第七号ワ及びカ中		
「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。		
十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全		
上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設		
けられていること。		

### 【県書式A】構造基準対比説明表(し尿処理施設)

基準内容		*	
	適否	説明	事務処理欄
一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。			
三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による 腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。			
四 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造 のものであり、又は必要な設備が設けられていること。			
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。			
六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃 液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであるこ と。			
一 次の要件を備えた受入設備が設けられていること。			
イ 受入口は、し尿の受入れに際し、し尿が飛散し、及び 流出しない構造のものであること。			
ロ 受け入れたし尿中の異物等を除去できる受入槽、スク リーン等が設けられていること。			
二 次の要件を備えた貯留設備が設けられていること。			
イ 消化槽等へのし尿の供給に必要な容量のものである こと。			
ロ 貯留槽内のし尿量を監視できる装置が設けられてい ること。			
ハ スカムの発生を防止することができる装置が設けられ ていること。			
ニ 貯留する浄化槽に係る汚泥のし尿に対する比率が著しく変動するおそれがある場合にあっては、当該比率の変動に対応できるものであること。			
三 嫌気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。			
イ し尿の嫌気性消化を行うことができる十分な容量のも のであること。			
ロ 嫌気性消化を促進することができるかくはん装置及び スカムの発生を防止することができる装置が設けられて いること。			
ハ 発生ガスの脱硫装置並びに脱硫後のガスの貯留タンク及び燃焼装置が設けられていること。			
四 好気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。			
イ し尿の好気性消化を行うことができる十分な容量のも のであること。			
ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装 置が設けられていること。			
ハ 好気性消化槽内のし尿のかくはん及び好気性消化に 必要な空気量を供給することができるばつ気装置が設け られていること。			

エンター・カクェルナル・ファー	]
五 湿式酸化処理設備は、次の要件を備えていること。 	
イ し尿の湿式酸化処理を行うことができる十分な容量の ものであること。	
ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装 置が設けられていること。	
ハ 昇圧ポンプは、し尿を反応塔内に圧入するのに必要 な加圧ができるものであること。	
ニ 空気圧縮機又は熱交換器は、し尿の湿式酸化に必要な空気量又は熱量を供給できるものであること。	
六 活性汚泥法処理設備は、次の要件を備えていること。	
イ 脱離液、希釈水及び返送汚泥を混合する調整槽が設 けられていること。	
ロ ばつ気槽は、流入汚水量に応じた十分な容量のもの であること。	
ハ ばつ気槽内の汚水のかくはん及びばつ気に必要な空 気量の供給ができるばつ気装置が設けられていること。	
ニ ばつ気槽からの流入汚水量に応じた十分な容量の沈 殿槽が設けられていること。	
ホ 汚泥返送装置は、ばつ気槽の混合液浮遊物質濃度 を適正に保持することができるものであること。	
七 生物学的脱窒素処理設備は、次の要件を備えていること。	
イ し尿の脱窒素及び硝化を行うことができる十分な容量 のものであること。	
ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装 置が設けられていること。	
ハ 脱窒素槽内のし尿のかくはんができる装置が設けら れていること。	
二 硝化槽内のし尿のかくはん及び硝化に必要な量の空気の供給を行うことができるばつ気装置が設けられていること。	
ホ 汚泥返送装置は、脱窒素槽及び硝化槽内の混合液 浮遊物質濃度を適正に保持することができるものである こと。	
へ 流入汚水量に対応して固液の分離ができる能力を有 する装置が設けられていること。	
八 浄化槽に係る汚泥を専用に処理する設備は、固液の分離 ができる能力を有する装置が設けられていること。	
九 放流水の消毒設備が設けられていること。	
+ 放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を1リットルにつき20ミリグラム以下に、浮遊物質量の日間平均値を1リットルにつき70ミリグラム以下に、大腸菌群数の日間平均値を1立方センチメートルにつき3000個以下にすることができる	
ほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じな いようにすることができるものであること。	

【県書式A】構造基準対比説明表(最終処分場)

【宗書式A】博宣基準对比說明衣(取於処分場) 基準内容		本施設計画			
	適否	説明	事務処理欄		
ー 埋立処分の場所(以下「埋立地」という。)の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い (次項第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以 外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにす ることができる囲い、杭その他の設備)が設けられていること。			IIN		
ニ 入口の見やすい箇所に、様式第一により一般廃棄物の 最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けら れていること。					
三 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備 の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り 防止工又は沈下防止工が設けられていること。					
四 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁、 えん堤その他の設備であつて、次の要件を備えたもの(以下 「擁壁等」という。)が設けられていること。					
イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上 安全であること。					
ロ 埋め立てる一般廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性 状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられている こと。					
五 埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行つている区画。以下この号、第六号及び次項第十二号において同じ。)からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。					
イ 埋立地(地下の全面に厚さが五メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル(岩盤にあつては、ルジオン値が一)以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層(以下「不透水性地層」という。)があるものを除く。以下イにおいて同じ。)には、一般廃棄物の投入のための開口部及び二に規定する保有水等集排水設備の部分を除き、一般廃棄物の保有水及び雨水等(以下「保有水等」という。)の埋立地からの浸出を防止するため、次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。ただし、埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性地層がある部分については、この限りでない。					

(1) 次のいずれかの要件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層を有すること。ただし、遮水層が敷設される地盤(以下「基礎地盤」という。)のうち、そのこう配が五十パーセント以上であつて、かつ、その高さが保有水等の水位が達するおそれがある高さを超える部分については、当該基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート(以下「遮水シート」という。)若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設した場合においては、この限りでない。	
(イ) 厚さが五十センチメートル以上であり、かつ、 透水係数が毎秒十ナノメートル以下である粘土その 他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されてい ること。	
(ロ) 厚さが五センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒ーナノメートル以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。	
(ハ) 不織布その他の物(二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。)の表面に二重の遮水シート(当該遮水シートの間に、埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。)が敷設されていること。	
(2) 基礎地盤は、埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であること。	
(3) 遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するために必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、この限りでない。	
ロ 埋立地(地下の全面に不透水性地層があるものに限る。以下口において同じ。)には、保有水等の埋立地からの浸出を防止するため、開口部を除き、次のいずれかの要件を備えた遮水工又はこれらと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。	
(1) 薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの 埋立地の周囲の地盤が、ルジオン値が一以下となるま で固化されていること。	

	n	
(2) 厚さが五十センチメートル以上であり、かつ、透水 係数が毎秒十ナノメートル以下である壁が埋立地の周 囲に当該不透水性地層まで設けられていること。		
(3) 鋼矢板(他の鋼矢板と接続する部分からの保有水等の浸出を防止するための措置が講じられるものに限る。)が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。		
(4) イ(1)から(3)までに掲げる要件		
ハ 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備(以下「地下水集排水設備」という。)を設けること。		
二 埋立地には、保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備(水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。)を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地(水面埋立処分を行う埋立地を除く。)であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない一般廃棄物のみを埋め立てるものについては、この限りでない。		
ホ 保有水等集排水設備により集められ、へに規定する浸 出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整 することができる耐水構造の調整池を設けること。ただし、 水面埋立処分を行う最終処分場又はへただし書に規定す る最終処分場にあつては、この限りでない。		
へ 保有水等集排水設備により集められた保有水等(水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。)に係る放流水の水質を別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる排水基準及び法第八条第二項第七号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画(以下「維持管理計画」という。)に放流水の水質について達成することとした数値(ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。)に関する数値を除く。)が定められている場合における当該数値(以下「排水基準等」という。)並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度(維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値)に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた本文に規定する浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りでない。		
ト へに規定する浸出液処理設備に保有水等集排水設備 により集められた保有水等を流入させるために設ける導水 管又は当該浸出液処理設備の配管の凍結による損壊のお それのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられ ていること。		

六 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立 地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が 設けられていること。
-------------------------------------------------------------------------

### 【県書式B】

邡	正設の(設置・	変更後	(c)・維持管理に	要する資金の総	額及びその資金の	)調達方法を記載した書類
	内 訳			金	額	(千円)
資	金の総額					
	土 地	1				
	処理施設					
	その他					
	維持管理費					
	自己資	金				
	借入	金				
	(借入先名	名)				
調						
達方	その	他				
法	増	資				
備考	ち 内訳欄の事	項につ	ついては、事業	計画に応じ適宜	<b>工変更すること</b>	

### 【県書式C】

		資産に	関する	調書	年 B D 田 女
次立の毎回	<del>. L.</del>	松	*/-	E.	年 月 日現在
資産の種別	内	容	数	量	価格、金額(千円)
現 金 預 金					
有価証券					
未 収 金					
売掛金					
受取手形					
土 地					
建物					
備品					
車両					
その他					
	資	産	計		
負債の種別	内	容	数	量	価格、金額(千円)
長期借入金					
短期借入金					
未 払 金					
預り金					
前 受 金					
買掛金					
支払手形					
その他					
	負	債	計		

#### 【県書式 D】

## 誓 約 書

私(当法人)は、本申請にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イからルまでに該当していないことを誓約します。

年 月 日

申請者

印

三重県知事 あて

一般廃棄	医物処理)	施設値	吏用前	「検査・	申請書	Ž.	
					年	月	日
三重県知事 あて							
	申請者	(〒 住所 氏名 (法人)	こあってに	) は名称及び付	弋表者の氏	:(名)	
次の一般廃棄物処理施設が (法第9条第2項により準用 えて申請します。			の処理及で				
許可の年月日及び許可番号	年	月	日	第			号
設 置 場 所							
竣功の年月日			年	月	目		
使用開始予定年月日			年	月	日		
受付欄							

<del> ,</del>	般廃棄物	勿処理其	施設	軽微変列	更等质	1日1	Ė.	
三重県知	事あて	届出者	(〒 住 原 氏 名		)	年	月	日
			電話者	番号				
一般廃棄物処理 第9条の3第10 ます。	施設を軽微変更 項において準用	見等したので、 引する場合を	、廃棄物 含む。)	nの処理及び清掃 の規定により、	・に関する 関係書類	法律第9ණ 及び図面を	条第35 添えて	頁 (同法 福け出
一般廃棄物処	埋施設の影	设置の場所	听					
一般廃棄物	如 理 施 請	没の種類	頁					
許 可 年 月 又 は 届	日及び許出年		를 3					
変更の内容	△軽 微	な変	更					
	氏名又は?並びに法人その代表者							
	△規則第5条 の変更(同 く。)	の4に掲げる 条第6号関係						
	規則第5条の	4第6号に排	曷げる事	項				
	(ふりがな)	生年月	月日	本			籍	
	氏 名	役職名・	呼称	住			所	
								-
廃止若しくは				(廃止・休止・				
廃止若しくは	休止又は再	開の年月日	3		年	月	日	
※事 務	処	理    #	<b>闌</b>					
備考	A. v. = 1							

- 1. ※欄は記入しないこと。
   2. △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
   3. 「規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

#### 【県書式E】

	役	: 員等新	旧対照	表	
	新 (変更後)			旧(変更前)	
役職名	(ふりがな) 氏 名	変更の内容	役職名	(ふりがな) 氏 名	変更の内容

#### ※ 注意事項

- ① 監査役を含む役員全員、株主等、及び政令第4条の7で定める使用人を記入すること。
- ② 氏名には、ふりがなを記載してください。
- ③ 役職には代表取締役、監査役、株主、政令使用人 などと記載してください。
- ④ 新・旧の欄には、変更後、変更前の**すべての役員等を記入すること**。 変更の内容欄には、**新任・退任の別を記入すること**

一般廃棄物	処 理	施設	定期	検	査 申	請	書	
						年	月	日
三重県知事 あて								
	申請者	(〒		)				
		住所						
		氏名						
		(法人)	こあって	は名称	及び代	表者	の氏名)	
		電話者	番号					
廃棄物の処理及び清掃に関する法 の定期検査を受けたいので申請します		条の2の	2第1項	頁の規定	ぎにより	) 、 —	般廃棄物	勿処理施設
一般廃棄物処理施設の設置場所								
一般廃棄物処理施設の種類								
許可の年月日及び許可番号		年	月	日	第			号
※事務処理欄								

#### 熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

三重県知事あて

申請者 住所 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の 熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設	ひの設置の場所			
※ 認 定	の 年 月 日	年	月	日
※ 認 5	宦 番 号			
熱回収に必要な 設備に関する事 項	設備の種類及びその設備の能力			
	△設備の位置、構造等の 設置に関する計画 △設備の維持管理に関			
	する計画			
熱回収の内容に 関する計画	熱回収施設において処 分する産業廃棄物の種 類			
	熱回収の方法			
	熱回収率		%	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	年     月     日       中     可     番     号	年  月	日	第  号
※事務処理欄				

#### 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
- (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置 及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該 電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
- (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5 第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 都道府県知事が定める部数を提出すること。

#### ※手数料欄

#### 熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

三重県知事あて

届出者

住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所							
認定の年月日及び	認定番号		年	月	日	第	号
熱回収を行わなく	理由						
なったとき	年月日			年	月	日	
廃止、休止又は再開	理由	(廃止・休	止・再開	の別)			
したとき	年月日			年	月	日	
	△ 変 更 の内容						
熱回収に必要な設備を変更したとき	理由						
	年月日			年	月	日	
※ 事務処	理欄						

#### 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

#### (県様式)

熱回収報告書

年 月 日

三重県知事あて

報告者 住所 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に 関する報告書を提出します。

認及	定 び	の 認	年 定	月 番	日号	年	月	日	第	号
31 日		月1日 F間の熱		年	3月				%	

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5 第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

## 申請についての御相談は、

## 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

〒514-8570 津市広明町13番地

№ 059-224-2475 (廃棄物規制・審査班)、3310 (廃棄物政策班)、2385 (リサイクル推進班)

ホームページ 三重の環境URL <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/index.shtm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/index.shtm</a>

# または、管轄する**地域防災総合事務所環境室もしくは地 域活性化局環境室**へお問い合わせください。

窓口	管轄	住所	電話番号
桑名地域防災総合事務所 環境室	桑名市、いなべ市、 木曽岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71	Tel 0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室	四日市市、菰野町、朝日町、川越町	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	Tel 059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	Tel 059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	Tel 059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室	松阪市、多気町、 明和町、大台町	〒515-0011 松阪市高町138	Tel 0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局環境室	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、 南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	Tel 0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	Tel 0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	Tel 0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室	熊野市、御浜町、 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371	Tel 0597-89-6937